

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十六号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二十四条中「処理」の下に「その他の循環型社会の形成」を加える。

附則第七項中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の広島県産業廃棄物埋立税条例第一条及び第二十四条の規定は、この条例の施行の日の翌日以後に産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入が行われた場合において課すべき産業廃棄物埋立税について適用し、同日前に産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入が行われた場合において課する産業廃棄物埋立税については、なお従前の例による。